

**答申第58号**  
(諮問第73号)

**答 申**

**第1 審査会の結論**

大分県教育委員会が平成23年10月5日付けで行った個人情報不開示決定処分は、妥当である。

**第2 異議申立てに至る経緯**

**1 個人情報開示請求**

異議申立人は、実施機関に対し、「〇年の学校事務職員〇〇〇〇候補者選考における私の評価内容」について、個人情報の開示請求を行った。

**2 実施機関の決定**

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書を特定した上で、それぞれ開示決定、一部開示決定及び不開示決定（公文書不存在「廃棄したため又は存在を確認できなかったため」）を行った。

**3 異議申立て**

異議申立人は、不開示決定について、行政不服審査法第6条の規定により、平成23年12月2日付けで、実施機関に対し異議申立てを行った。

**第3 異議申立人の主張の要旨**

**1 異議申立ての趣旨**

開示が不十分であること。

**2 異議申立ての理由**

公開できないような人事はすべきでないと考えます。平成〇〇年度公立学校事務職員昇任選考試験についての個人情報不開示決定による不開示に絞って不服を申し立てます。

**第4 実施機関の説明の要旨**

**1 本件開示請求に係る選考について**

本件開示請求に係る選考は、公立学校事務職員昇任候補者選考のことである。  
本件開示請求対象個人情報である評価の内容が記載されている文書としては、面接試験採点表等がある。

**2 平成〇〇年度昇任選考に関する公文書の管理の状況**

本件異議申立てに係る平成〇〇年度昇任選考に係る簿冊は、勤務評定書といった関係文書は綴じられているが、面接試験採点表は綴じられていなかった。  
そこで、可能な限りの調査を行ったが、面接試験採点表を発見するに至らなかったことからやむなく不開示決定を行ったものである。

**3 公文書不存在の判断**

平成〇〇年度昇任選考の面接試験採点表の存否について、当時の担当者から聴取した内容は以下のとおりである。

- ・ 面接試験採点表は昇任者を決定するための資料と考えており、公文書として簿冊に保管すべきものとの認識はなかった。

担当者は、前記の聴取の結果を踏まえると、面接試験採点表を公文書として簿冊に保管するものとの認識が十分でなかったことが伺える。

#### 4 本件開示請求対象個人情報の不開示情報該当性の判断について

人事関係の選考試験に関する文書の管理については、既に平成22年1月21日付けの答申（答申第45号）において、厳しい指摘を受けたところである。このように公文書不存在を理由に不開示決定を行ったことについては、遺憾に思うところである。

このことを真摯に受け止め、公文書の適正な管理により一層努めてまいりたい。

### 第5 審査会の判断

#### 1 本件対象公文書及び不開示理由について

本件異議申立てに係る対象公文書は、平成〇〇年度公立学校事務職員昇任候補者選考に係る面接試験採点表である。

実施機関の主張によると、丹念に検索を行ったものの、その存在を確認できなかったことから、不存在を理由に不開示決定を行ったというものである。

#### 2 本件対象公文書の存否について

##### (1) 本件対象公文書の検索について

実施機関の説明によると、実施機関の職員が可能な限り広範囲に検索したが、本件対象公文書を発見するに至らなかったとのことである。

検索の場所や方法等に不備な点は見当たらない。

##### (2) 〇年度に実施された昇任選考の面接試験採点表等の保管状況について

本件開示請求に係る公文書は、不存在を理由に不開示決定を行ったのは本件対象公文書だけであり、平成〇〇年度の昇任選考に係る面接試験採点表の全てについて適切な管理が行われなかったものと推測される。

##### (3) 当時の担当者の説明について

実施機関の聴取に対し、当時の担当者の説明の信憑性について疑いを抱くまでの事情は認められず、極めてずさんであるものの、面接試験採点表を公文書として簿冊に保管するものとの認識が十分でなく不適切な管理をしていたものと認めざるを得ない。

##### (4) まとめ

以上から判断すると、不存在であるとする実施機関の説明は、他に本件対象公文書が存在すると推測させる特段の事情もないことから、これを是認するほかはない。

なお、当審査会では、実施機関の説明のとおり過去にも不適切な公文書の管理について厳しく指摘しているところであり、今回も不適切な公文書管理が行われていたことを認めざる得なかったことには遺憾の意を表明せざる得ない。実施機関においては前回の答申を受けて公文書の適正管理に努めているとのことであるが、引き続き公文書の適正管理を徹底するよう求めるものである。

#### 3 結論

以上のことから、実施機関が本件開示請求に係る本件対象公文書について不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年12月14日	諮問
平成24年 3月21日	事案審議（平成23年度第10回審査会）
平成24年 6月27日	事案審議（平成24年度第3回審査会）
平成24年 7月25日	答申決定（平成24年度第4回審査会）

## 大分県情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 業	備 考
原 口 祥 彦	弁護士	会長（H24. 3. 31 逝）
吉 田 祐 治	弁護士	会長（H24. 4. 1 就）
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
武 田 寛	大分県信用保証協会会長	
森 哲 也	元大分合同新聞社特別顧問	会長代行
安 部 志津子	大分県地域婦人団体連合会副会長	
三 倉 剛	大分県医師会常任理事	
瀧 野 壽美子	元大分市立高田小学校長	
佐 伯 圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
阿 南 栄 子	元大分市大南支所支所長補佐	

